改正前

# 京都大学受託研究取扱規程

(平成16年達示第97号)

(前略)

(定義)

#### 第2条 (略)

2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。

3 • 4 (略)

(中略)

(受入れの決定の通知)

第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する共通事務部(複合原子力科学研究所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。

(後略)

# 京都大学民間等共同研究取扱規程 (平成16年達示第98号)

(前略)

(定義)

- 第2条 この規程において「共同研究」とは、次の各 号に掲げるものをいう。
  - (1) 本学において、民間機関等から研究者<u>及び</u>研究 経費等を受け入れて、本学が当該民間機関等と共 通の課題について共同して行う研究
  - (2) 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等又は研究経費等を受け入れるもの
- 2 (略)
- 3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。

4·5 (略)

改正後

(定義)

#### 第2条 (同 左)

2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附 置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各セン ター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号)第3章第7節から第11 節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館 機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。

3 · 4 (同 左)

(受入れの決定の通知)

第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する共通事務部(複合原子力科学研究所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部、オープンイノベーション機構及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において「共同研究」とは、次の各 号に掲げるものをいう。
  - (1) 本学において、民間機関等から研究者<u></u>研究経 費等を受け入れて、本学が当該民間機関等と共通 の課題について共同して行う研究
  - (2) 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究者、研究経費等を受け入れるもの

#### 2 (同 左)

3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。

4・5 (同 左)

改正前

(中略)

(受入れの決定の通知)

第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究に係る事務を処理する共通事務部(複合原子力科学研究所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。

(後略)

## 京都大学臨床研究等取扱規程

(平成30年達示第36号)

(前 略)

(受入れの決定の通知)

第11条 部局の長は、臨床研究等の実施に係る研究 資金等の受入れを決定したときは、総長及び資金提 供者に当該臨床研究等に係る研究実施責任者、研究 資金等、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局 の臨床研究等に係る事務を処理する共通事務部(複 合原子力科学研究所にあっては複合原子力科学研究 所事務部、医学部附属病院にあっては臨床研究等の 内容に応じて医学・病院構内共通事務部又は医学部 附属病院事務部、環境安全保健機構にあっては施設 部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告す るものとする。

(後略)

## 京都大学学術指導取扱規程

(平成26年達示第34号)

(前略)

(依頼)

第5条 学術指導を依頼しようとする者は、所定の様式による依頼書を指導担当者が所属する部局の長に提出しなければならない。

(中略)

(実施決定の通知)

第7条 部局の長は、学術指導の実施を決定したときは、総長及び依頼者に指導担当者、指導料、指導期間等の事項を通知し、及び当該部局の学術指導に係る事務を処理する共通事務部(複合原子力科学研究所、需長類研究所及び附属図書館にあっては部局事

(受入れの決定の诵知)

第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究に係る事務を処理する共通事務部(複合原子力科学研究所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部、オープンイノベーション機構及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。

(受入れの決定の通知)

第11条 部局の長は、臨床研究等の実施に係る研究 資金等の受入れを決定したときは、総長及び資金提 供者に当該臨床研究等に係る研究実施責任者、研究 資金等、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局 の臨床研究等に係る事務を処理する共通事務部(複 合原子力科学研究所にあっては複合原子力科学研究 所事務部、医学部附属病院にあっては臨床研究等の 内容に応じて医学・病院構内共通事務部又は医学部 附属病院事務部、環境安全保健機構にあっては施設 部、オープンイノベーション機構にあっては研究推 進部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告 するものとする。

(依頼)

第5条 学術指導を依頼しようとする者は、所定の様式による依頼書を指導担当者が所属する部局の長(以下「部局の長」という。)に提出しなければならない。

(実施決定の通知)

第7条 部局の長は、学術指導の実施を決定したときは、総長及び依頼者に指導担当者、指導料、指導期間等の事項を通知し、及び当該部局の学術指導に係る事務を処理する共通事務部(複合原子力科学研究所、需長類研究所及び附属図書館にあっては部局事

## 改正前

務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連 携本部及び国際戦略本部並びに高大接続・入試セン ターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部 の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告 するものとする。

(中 略)

(指導料等)

## 第9条 (略)

- 2 前項の指導料は、1時間につき1万円により算定 される額を最低の額とし、<u>指導担当者の所属する</u>部 局の長と協議して定める額とする。
- 3 4 (略) (後略)

## 改正後

務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連 携本部、オープンイノベーション機構及び国際戦略 本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該 機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事 務部の長」という。)に報告するものとする。

(指導料等)

## 第9条 (同 左)

- 2 前項の指導料は、1時間につき1万円により算定される額を最低の額とし、部局の長と協議して定める額とする。
- 3 · 4 (同 左)

附則

この規程は、令和元年12月17日から施行する。